

大分県報

平成三十年

第二九五五号

二月六日

（火曜日）

目次

告示

国民健康保険事業費納付金の算定に係る医療費指数反映係数……………	一
平成三十年度国民健康保険事業費納付金の算定に係る一般納付金所得係数……………	一
平成三十年度国民健康保険事業費納付金の算定に係る一般納付金基礎額調整係数……………	一
国民健康保険事業費納付金の算定に係る一般納付金被保険者均等割指数……………	一
平成三十年度国民健康保険事業費納付金の算定に係る後期高齢者支援金等納付金所得係数……………	二
平成三十年度国民健康保険事業費納付金の算定に係る後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数……………	二
国民健康保険事業費納付金の算定に係る後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数……………	二
平成三十年度国民健康保険事業費納付金の算定に係る介護納付金納付金所得係数……………	二
平成三十年度国民健康保険事業費納付金の算定に係る介護納付金納付金基礎額調整係数……………	二
国民健康保険事業費納付金の算定に係る介護納付金納付金被保険者均等割指数……………	二
大規模小売店舗の廃止の届出（三件）……………	二
地籍調査の成果の認証……………	三
指定予定保安林（三件）……………	四
保安林の指定の解除……………	五
解除予定保安林……………	五
指定漁船調書の縦覧……………	五
道路区域の変更（三件）……………	六
道路の供用開始（二件）……………	七
教育委員会告示	
県指定有形文化財の指定……………	七
県指定無形文化財の指定……………	八

告示

大分県告示第五十八号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第九条第三項の規定により、大分県国民健康保険条例（平成二十九年大分県条例第三十八号）第一条で定める基準に従い、国民健康保険事業費納付金の算定に係る医療費指数反映係数を一とした。

平成三十年二月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第五十九号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）附則第四条の規定により読み替えられた同令第九条第五項の規定により、大分県国民健康保険条例（平成二十九年大分県条例第三十八号）第十三条第一項で定める基準に従い、平成三十年度国民健康保険事業費納付金の算定に係る一般納付金所得係数を〇・六九一七七三二七三二七四とした。

平成三十年二月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第六十号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第九条第八項の規定により、平成三十年度国民健康保険事業費納付金の算定に係る一般納付金基礎額調整係数は、国民健康保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令（平成二十九年厚生労働省令第一百一十号）第十条第一項第一号の規定による数とし、その数は〇・八六〇二二八六〇七八六一三とした。

平成三十年二月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第六十一号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第九条第九項の規定により、大分県国民健康保険条例（平成二十九年大分県条例第三十八号）第十

六条第一項で定める範囲内において定める国民健康保険事業費納付金の算定に係る一般納付金被保険者均等割指数を〇・七とした。

平成三十年二月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第六十二号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号)附則第四條の規定により読み替えられた同令第十條第三項の規定により、大分県国民健康保険条例(平成二十九年大分県条例第三十八号)第十七條第一項で定める基準に従い、平成三十年国民健康保険事業費納付金の算定に係る後期高齢者支援金等納付金所得係数を〇・七〇六一二六四一八五四三とした。

平成三十年二月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第六十三号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号)第十條第六項の規定により、平成三十年国民健康保険事業費納付金の算定に係る後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数は、国民健康保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令(平成二十九年厚生労働省令第百十一号)第十六條第一項第一号の規定による数とし、その数は〇・九九九九九八四八〇八とした。

平成三十年二月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第六十四号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号)第十條第七項の規定により、大分県国民健康保険条例(平成二十九年大分県条例第三十八号)第二十條第一項で定める範囲内において定める国民健康保険事業費納付金の算定に係る後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数を〇・七とした。

平成三十年二月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第六十五号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号)第十一條第三項の規定により、大分県国民健康保険条例(平成二十九年大分県条例第三十八号)第二十一條第一項で定める基準に従い、平成三十年国民健康保険事業費納付金の算定に係る介護納付金納付金所得係数を〇・六八一三六四二六〇九四七とした。

平成三十年二月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第六十六号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号)第十一條第六項の規定により、平成三十年国民健康保険事業費納付金の算定に係る介護納付金納付金基礎額調整係数は、国民健康保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令(平成二十九年厚生労働省令第百十一号)第二十五條第一項第一号の規定による数とし、その数は〇・九九九九九六四四三三とした。

平成三十年二月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第六十七号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号)第十一條第七項の規定により、大分県国民健康保険条例(平成二十九年大分県条例第三十八号)第二十四條第一項で定める範囲内において定める国民健康保険事業費納付金の算定に係る介護納付金納付金被保険者均等割指数を〇・七とした。

平成三十年二月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第六十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六條第五項の規定により次のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があった。

平成三十年二月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
サンリブ四日市

宇佐市大字四日市千四百四十七番地の四
 2 届出者の氏名又は名称及び住所
 株式会社サンリブ

代表取締役 佐藤 秀晴
 福岡県北九州市小倉南区上葛原二丁目十四番一号
 3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 廃止前 四千百十平方メートル
 廃止後 ○平方メートル

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日
 平成二十九年十月三十一日
 二 届出年月日
 平成三十年一月十七日

大分県告示第六十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第五項の規定により次のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があった。
 平成三十年二月六日

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 マルシヨク西大分店
 大分市王子西町十一番二十七号

2 届出者の氏名又は名称及び住所
 株式会社サンリブ
 代表取締役 佐藤 秀晴
 福岡県北九州市小倉南区上葛原二丁目十四番一号

3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 廃止前 千二百八十五平方メートル
 廃止後 ○平方メートル

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日
 平成二十九年十月三十一日
 二 届出年月日

平成三十年一月十七日

大分県告示第七十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第五項の規定により次のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があった。
 平成三十年二月六日

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 サンリブ日田
 日田市元町百五十六番地の二

2 届出者の氏名又は名称及び住所
 株式会社サンリブ
 代表取締役 佐藤 秀晴
 福岡県北九州市小倉南区上葛原二丁目十四番一号

3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 廃止前 四千九百平方メートル
 廃止後 ○平方メートル

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日
 平成二十九年八月三十一日
 二 届出年月日
 平成三十年一月十七日

大分県告示第七十一号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証した。
 平成三十年二月六日

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
		大分県知事	広瀬勝貞	

豊後大野市	平二六・六・一三 から平二八・二・ 一〇まで	豊後大野市千歳町 前田の一部の地籍 図及び地籍簿	豊後大野市千歳町 前田の一部	平三〇・ 一・二六
九重町	平二七・六・二か ら平二九・六・一 五まで	玖珠郡九重町大字 田野の一部の地籍 図及び地籍簿	玖珠郡九重町大字 田野の一部	平三〇・ 一・二六
日出町	平二五・五・二八 から平二七・三・ 二〇まで	速見郡日出町大字 川崎の一部の地籍 図及び地籍簿	速見郡日出町大字 川崎の一部	平三〇・ 一・二六
別府市	平二六・六・一七 から平二八・二・ 一〇まで	別府市大字南畑の 一部の地籍図及び 地籍簿	別府市大字南畑の 一部	平三〇・ 一・二六

大分県告示第七十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があつた。

平成三十年二月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 保安林予定森林の所在場所
日田市大字小野字上ノ山三〇八一番三(次の図に示す部分に限る。)
- 二 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 次の森林については、主伐は択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに日田市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

大分県告示第七十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があつた。

平成三十年二月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 保安林予定森林の所在場所
佐伯市本匠大字上津川字木浦内一〇〇四番一・一〇〇五番一・一〇〇六番から一〇〇八番まで・一〇〇九番一・一〇一五番一・一〇一七番一・一〇二三番一・一〇二三番一(以上十筆について次の図に示す部分に限る。)、九八三番、九八五番一、九八六番、九八七番一、九八七番二、九八九番一、九八九番二、九九一番一、九九一番二、九九三番、九九五番一、九九五番二、一〇〇〇番一、一〇〇〇番二、一〇〇〇番一から一〇〇〇番三まで、一〇〇五番二、一〇〇九番二、一〇一〇番一、一〇一〇番二、一〇一一番一、一〇一一番二、一〇一三番、一〇一四番、一〇一五番二、一〇一七番三、一〇二三番二、一〇二四番一から一〇二四番三まで、一〇二九番
- 二 指定の目的
水源の涵養
- 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

大分県告示第七十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があつた。

産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

平成三十年二月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

佐伯市大字長谷字亀ノ甲四四二九番三（次の図に示す部分に限る。）、四四三〇番二、四四四四番二、字大須田四四四五番二、四四四七番二、四四四七番三、字尻無四四五〇番二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

字大須田四四四七番二、四四四七番三

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成三十年二月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 解除に係る保安林の所在場所

杵築市山香町大字山浦字定野尾一五八三番・一七四八番一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一七四八番四六、一七四八番四七

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

土地改良事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに杵築市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第七十六号

次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成三十年二月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 解除予定に係る保安林の所在場所

杵築市大字守江字浜一一六八番二・一一六八番五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに杵築市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第七十七号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五

条第一項の規定により、次の一のとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）

第一百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、施行令第五条第

三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。

平成三十年二月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名
大分市大字馬場四百六十九番地
佐藤 徳生
大分市大字大平三十八番地の三
松本 美根雄

大分市大字馬場四百八番地

船瀬 一夫

2 加入区
神崎加入区

3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称
大分県漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

平成三十年二月六日から同月二十日まで

2 縦覧場所

(一) 大分市府内町三丁目五番七号

大分県漁業協同組合事務所

(二) 大分市大字馬場四百二十九の二

大分県漁業協同組合神崎取次店事務所

大分県告示第七十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成三十年二月六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成三十年二月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延 長
一般国道三二六号	豊後大野市三重町内山字鳥居木一四八番二から 豊後大野市三重町内山字鳥居木九七番四まで	前 後	メートル 一四・二 二七・九	メートル 二二七・五 二二七・五
大分県告示第七十九号	大分市大字上宗方字宮田三八五番六地先から 大分市大字市字ツシ田五二四番地先まで	前 後	メートル 六・七 二一・〇	メートル 一、六六五・〇 一、六六五・〇
大分県告示第七十九号	大分市大字上宗方字宮田三八五番六から 大分市大字市字ツシ田五二四番まで	前 後	メートル 四・〇 二・〇	メートル 一、六六五・〇 一、六六五・〇
大分県告示第七十九号	由布市挾間町朴木字午王六二八番九地先から 由布市挾間町朴木字弁財天六三三番六地先まで	前 後	メートル 四・〇 八・五	メートル 二七八・九 二七八・九
大分県告示第七十九号	由布市挾間町朴木字午王六二八番九から 由布市挾間町朴木字弁財天六三三番六まで	前 後	メートル 九・〇 一六・三	メートル 二七〇・〇 二七〇・〇
大分県告示第七十九号	中津市三光上深水字小川内陰二五九五番二地先から 中津市三光上深水字梨ノ木田二一一七番一地先まで	前 後	メートル 五・六 一五・七	メートル 七四三・五 七四三・五
大分県告示第七十九号	中津市三光上深水字小川内陰二五九五番二から 中津市三光上深水字梨ノ木田二一一七番一地先まで	前 後	メートル 八・四 四・〇	メートル 七四三・五 七四三・五

津線		中津市三光上深水字咄し二二一六番八地先から 中津市三光上深水字奥畑一九八五番四地先まで	前	九・一 〽 五・六	一八二・一
後	中津市三光上深水字咄し二二一六番八から 中津市三光上深水字奥畑一九八五番四まで	後	三七・〇 〽 九・一	一八二・一	

大分県告示第八十号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
 その関係図面は、平成三十年二月六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
 平成三十年二月六日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
県道系原杵築線	杵築市大字大内字塩浜七七〇二番三から 杵築市大字大内字塩浜七七〇二番三まで	前	一三・五 〽 七・七 メートル	四六・五 メートル
		後	一九・三 〽 一三・五	四六・五

大分県告示第八十一号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成三十年二月六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
 平成三十年二月六日

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
一般国道三三六号	豊後大野市三重町内山字鳥居木一四八番二から 豊後大野市三重町内山字鳥居木九七番四まで	平三〇・二・六

大分県告示第八十二号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成三十年二月六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
 平成三十年二月六日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道系原杵築線	杵築市大字大内字塩浜七七〇一番三から 杵築市大字大内字塩浜七七〇二番三まで	平三〇・二・六

○教育委員会告示

大分県教育委員会告示第四号
 大分県文化財保護条例（昭和三十年大分県条例第十二号）第四条第一項の規定により、次に掲げる文化財を県指定有形文化財に指定する。
 平成三十年二月六日

大分県教育委員会

種別	名称	員数	時代	所在の場所	所有者
建造物	馬溪橋	一基	大正十二年	中津市耶馬溪町大字 平田字上町地先から 大字戸原字大塚地先	中津市

